

(2) 学校規模適正化について

【学校規模の適正化の具体的な方策について】

適正化の検討を進める必要がある学校についての対応策として、一般的には以下のような方策などが考えられます。

◆小中一貫校制度

義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえて教育の質を高めるため、小学校と中学校の教育を統合する。(小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校等)

高岡市：国吉義務教育学校（国吉小・国吉中）

南砺市：南砺つばき学舎（井口小・井口中）

氷見市：西の杜学園（久目小・速川小・明和小・氷見西部中）

◆統合

対象となる学校が小規模校の場合に隣接する学校と統合することによって、適正規模を確保する。

射水市：新湊中学校（新湊西部中・奈古中）

黒部市：清明中学校（鷹施中・高志野中）、明峰中学校（宇奈月中・桜井中）

◆小規模特認校制

特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図るとともに、市内全域を通学区として認める

富山市：小見小、朝日小

南砺市：全小中学校及び義務教育学校

◆通学区域の見直し

通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、隣接する学区との境界を変更する。